

動労千葉のするどい追及に 終始にげごしの「本部」！

日刊 動労千葉

80.5.18
NO. 52
全国版

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
鉄電二二五八一九（公衆電話）七二〇七

「組合費裁判」 第二回公判開かる

「組合費訴訟」第二回公判は、五月十五日、十六時より東京地裁民事十一部において開催されました。そもそも動労「本部」を原告とするこの「組合費訴訟」そのものが自らなし得なかつた動労千葉の組織破壊攻撃を権力・裁判所に訴え、弾圧を要請するという不正義ゆえに、動労千葉の正々堂々たる追及の前に「本部」反動分子は、常ににげごしの態度に終始しているのが実態です。

求釈明でさらに「本部」を追及！

前回公判において、動労千葉の堂々たる意見陳述と理路整然たる追及の前に、「本部」側は、「千葉地本は、存在するし、十一支部も存在する。しかし、三役は、存在しない」などと全くわけのわからないことをいい出し、裁判長からの質問にもまともに答えられず、自ら裁判所に訴えた「訴状」の根拠が全くデタラメであることが暴露された。ただただ動労千葉に対する組織破壊攻撃のためのみ裁判を起したことが早くも第一回公判から明らかとなってしまいました。

約二十分で閉廷し、東京弁護士会館で待機していた傍聴動員者と合流し、総括集会を開催しました。弁護団より、公判の特徴点と今後の決意が述べられ、十七時すぎ、終了しました。弁護団より提起された第二回公判の特徴点として、

- ① 裁判官が交代し、三人の合議制となり、東京地裁のかかわり方も変化したこと。
 - ② 動労「本部」側の主張点が、「債務不履行」から「不法な横領」へと動労千葉執行部を権力・裁判所に売り渡すやり方によって変わってきていること。
 - ③ 「本部」側の主張する三役、執行委員もいなり「千葉地本」の存在と実態について明らかにさせる必要があること。
 - ④ 地方本部一支部における徴収と納入を一括して論じていることの不当性をさらに追及する。
 - ⑤ さらに「動労千葉の独立」と「脱退」を認めるとどうか？ もし、認めるとするならば、「除名」の必要はない。
- 「本部」・国鉄当局一体となつた不当処分策動を粉碎せよ！

動労「本部」は、こうした前回公判における自らの失態と不正義性ゆえに第二回公判において、動労千葉の追及と釈明要求に対し、「釈明書を提出してある」とか「釈明する必要なし」などといいつつ、公判廷における口頭での説明や釈明をなんとかがれようとしてきました。しかし、動労千葉は、全支部から約百名の傍聴動員をかちとりつつ、原告である動労「本部」側が前回公判に引き続いて提出してきた釈明に対し、「上部組織と中央組織との違い」「上部組織と下部組織との関係」「千葉地本が存在するとすれば千葉地本選出中央委員の選出はどうなっているのか」「三役・執行委員の存在しない千葉地本とはいかなる組織・集団なのか」「脱退別労組Ⅱ動労千葉、任意脱退を認めるのか」「任意脱退を認めるとすれば脱退者に対し、何故、その後、除名処分をしたのか」など十項目にのぼる追加釈明を要求して「本部」側をすく追及しました。

「本部」の不正義性とデタラメをさらに追及しよう！

こうして、十六時から始まった第二回公判は、

「四・一五〜一七」を口実とする動労「本部」・国鉄当局一体となつた動労千葉に対する組織破壊攻撃が強められている今日、一切の選別的な不当処分攻撃をはねのけ、動労大改革、国鉄三十五万人体制粉碎、五五・一〇ダイ改阻止にむけ千四百組合員一丸となって前進する決意です。全国の動労組合員の皆さん！動労「本部」革マル反動分子の暴力的組合支配を断固はねのけ、わが動労千葉とともに前進しようではありませんか。

